

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業に関する特例Q & A

Q 1 訪問や電話等による支援記録には、こういった内容を書けばいいですか。

担当者氏名、利用者氏名、支援を行った日時、支援の内容をできるだけ詳しく記入してください。様式は問いませんが、個人ごとに記録してください。

Q 2 実際に通所した日数と訪問や電話等による支援をカウントした日数を合算した結果5日を超えたが、利用日数として算定していいですか。

算定して構いません。例えば、実際に通所した日数が4日、訪問や電話等による支援を行った日数が2日だった場合は、合計の6日を利用日数とすることができます。

Q 3 訪問や電話等の支援を行おうとしたが利用者と連絡が取れなかった場合にも、支援を行ったとみなすことはできますか。

利用者と連絡が取れなかった場合は支援を行ったとみなすことはできません。支援を行ったとみなすには利用者と直接やり取りを行い、状況を聞き取る必要があります。

Q 4 4月以降に新規で利用を希望する方は特例の対象となりますか。

対象とはなりません。令和2年3月31日時点で利用登録がある方が対象となります。

Q 5 利用者から訪問や電話等の支援は不要と言われた場合はどうしたらいいですか。

利用者が支援不要と申し出た場合には、申し出があった日の翌日以降に訪問や電話等を行ったとしても利用日数として算定することはできません。